

「食品ロス削減推進サポーター」制度に かかる説明会

令和4年2月

消費者庁消費者教育推進課
食品ロス削減推進室

説明会の前に、ご協力のお願い

○地方公共団体における施策状況について

○市町村食品ロス削減推進計画の共同策定について

食品ロス削減推進サポーター育成制度 ～背景～

● 食品ロスをめぐる現状

我が国の食品ロスの状況

- 食品ロス量は年間**570万トン**（令和元年度推計）≒国連世界食糧計画（WFP）による食料援助量（約420万トン）の1.4倍
- 毎日大型（10トン）トラック約**1,560台分**を廃棄
- 年間1人当たりの食品ロス量は**45kg** →年間1人当たりの米の消費量（約53kg）に近い量

<日本>

食料を海外からの輸入に大きく依存

- ・ 食料自給率（カロリーベース）は**37%**
（農林水産省「食料需給表（令和2年度）」）



廃棄物の処理に多額のコストを投入

- ・ 市町村及び特別地方公共団体が一般廃棄物の処理に要する経費は約**2.1兆円/年**
（環境省「一般廃棄物の排出及び処理状況等について（令和元年度）」）

食料の家計負担は大きい

- ・ 食料が消費支出の**1/4以上**を占めている
（総務省「家計調査（2020年）」）

深刻な子どもの貧困

- ・ 子どもの貧困は、**7人に1人**と依然として高水準
（厚生労働省「2019年 国民生活基礎調査」）

<世界>

世界の食料廃棄の状況

- ・ 食料廃棄量は年間約**13億トン**
- ・ 人の消費のために生産された食料のおよそ1/3を廃棄
（国連食糧農業機関（FAO）「世界の食料ロスと食料廃棄（2011年）」）



世界の人口は急増

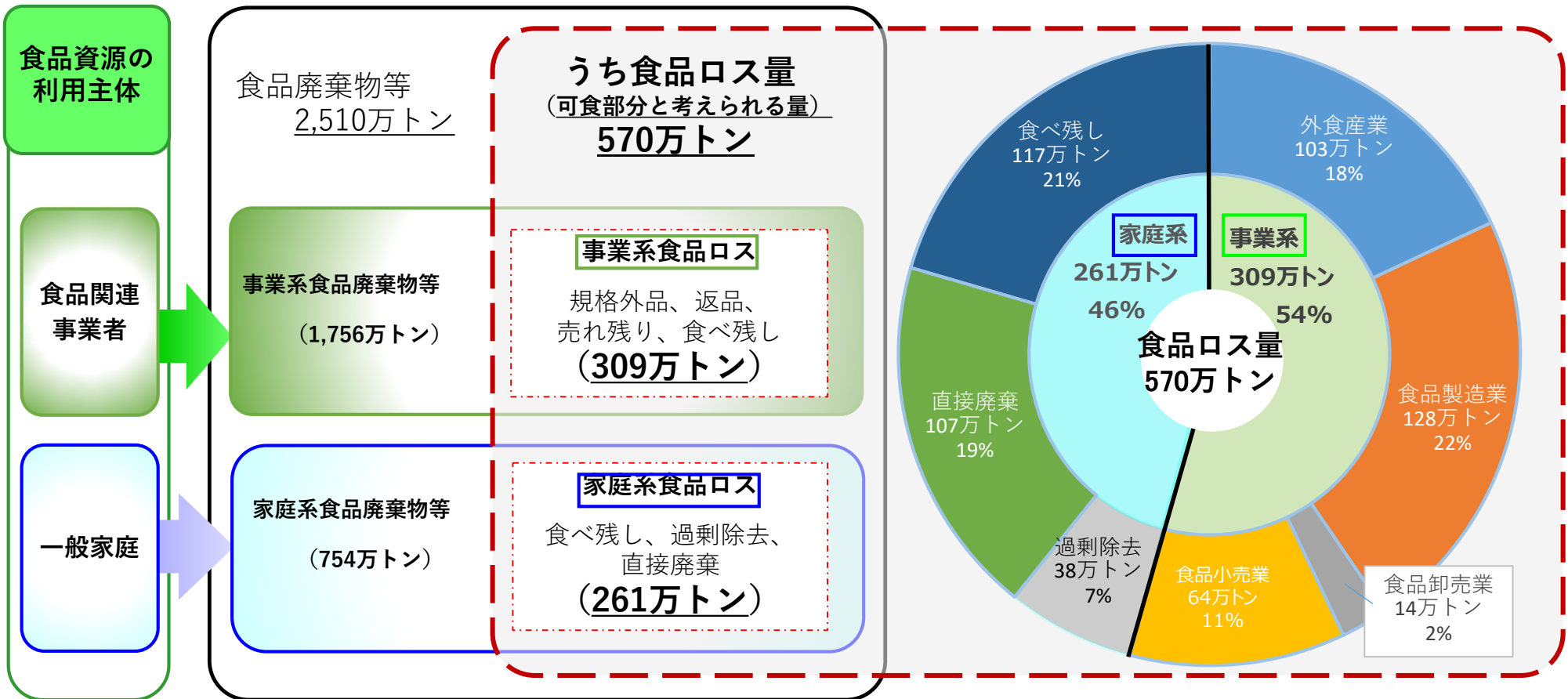
- ・ 2019年は約77億人、2050年には約**97億人**と予測
（国連「World Population Prospects The 2019」）

深刻な飢えや栄養不良

- ・ 飢えや栄養で苦しんでいる人々は約**7.7億人**
- ・ 5歳未満の発育障害は約**1.5億人**
（国連食糧農業機関（FAO）
「the STATE OF FOOD SECURITY AND NUTRITION IN THE WORLD（2021）」）

食品ロスの発生要因

食品廃棄物等の発生状況と割合 <概念図>



資料：農林水産省及び環境省「令和元年度推計」

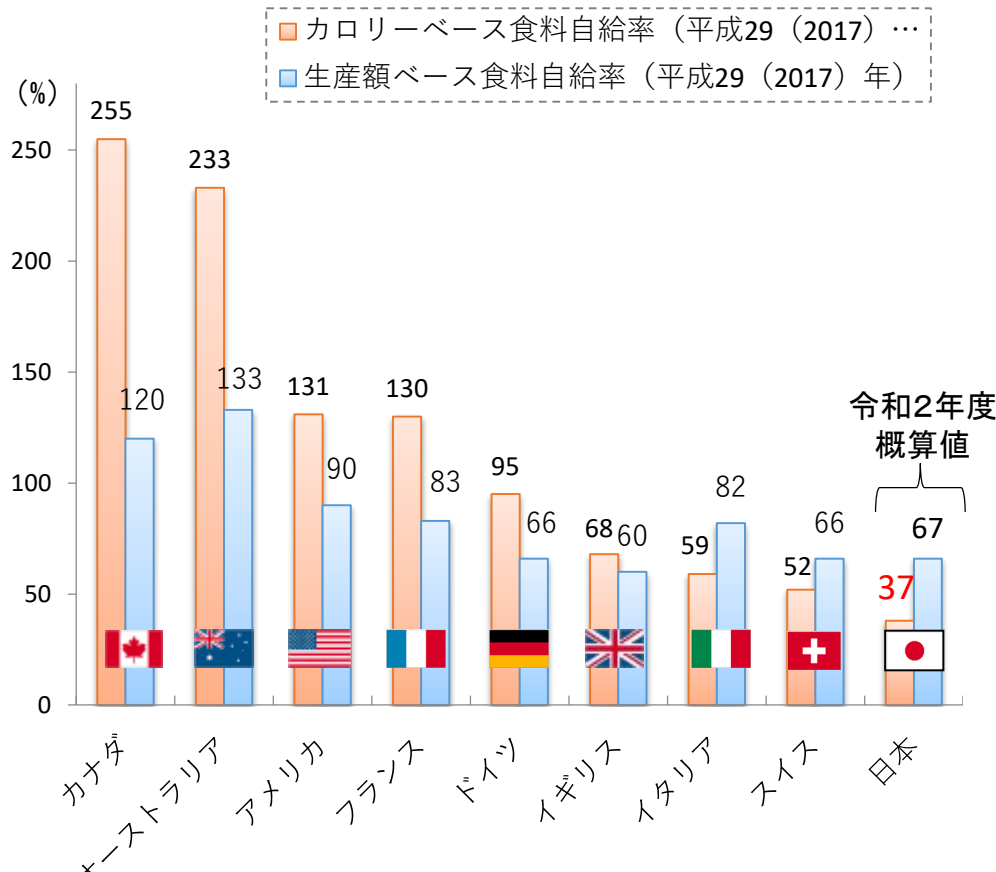
[参考] 産業廃棄物の総排出量は3億7,900万トン（平成30年度）、一般廃棄物の総排出量は4,274万トン（令和元年度）
資料：環境省「産業廃棄物の排出・処理状況について」、「一般廃棄物の排出及び処理状況等について」

我が国と諸外国の食料自給率

我が国は食料を海外からの輸入に大きく依存

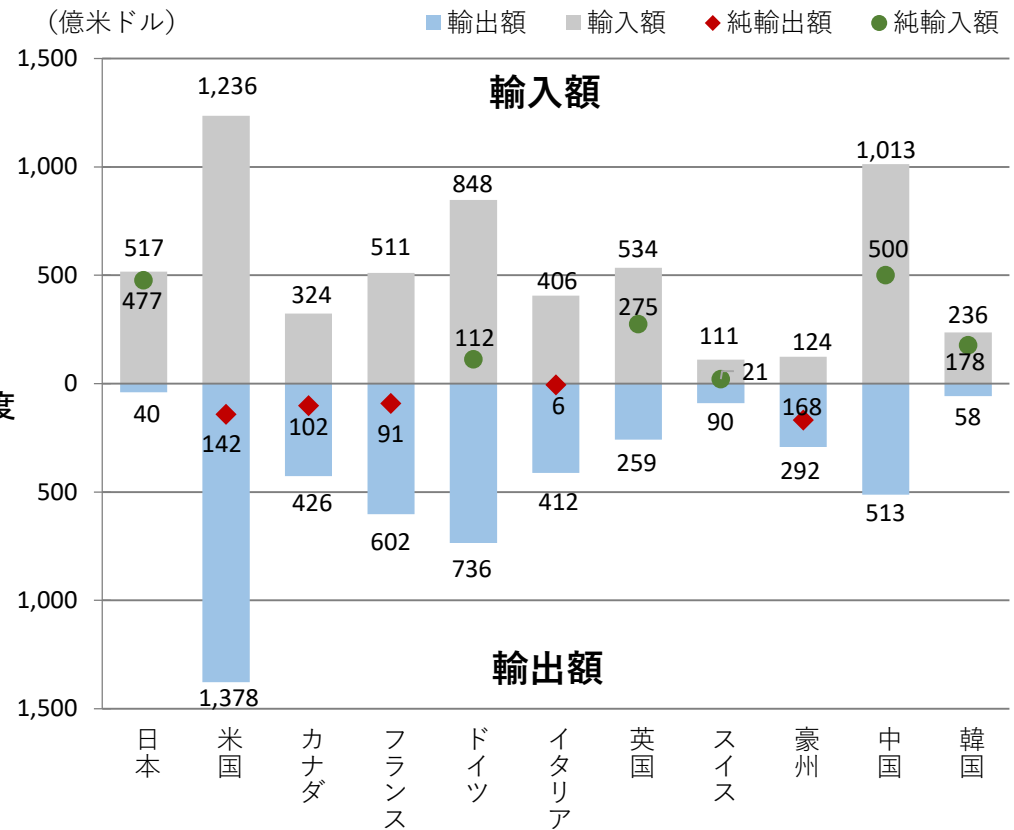
食料自給率（カロリーベース）は令和元年度では**37%**

○我が国と諸外国の食料自給率



資料：農林水産省「食料需給表」、FAO“Food Balance Sheets”等を基に農林水産省で試算。(アルコール類は含まない。)
 注：数値は暦年(日本は年度)。スイスのデータ、イギリスの生産額ベースのデータについては、各政府の公表値を掲載。

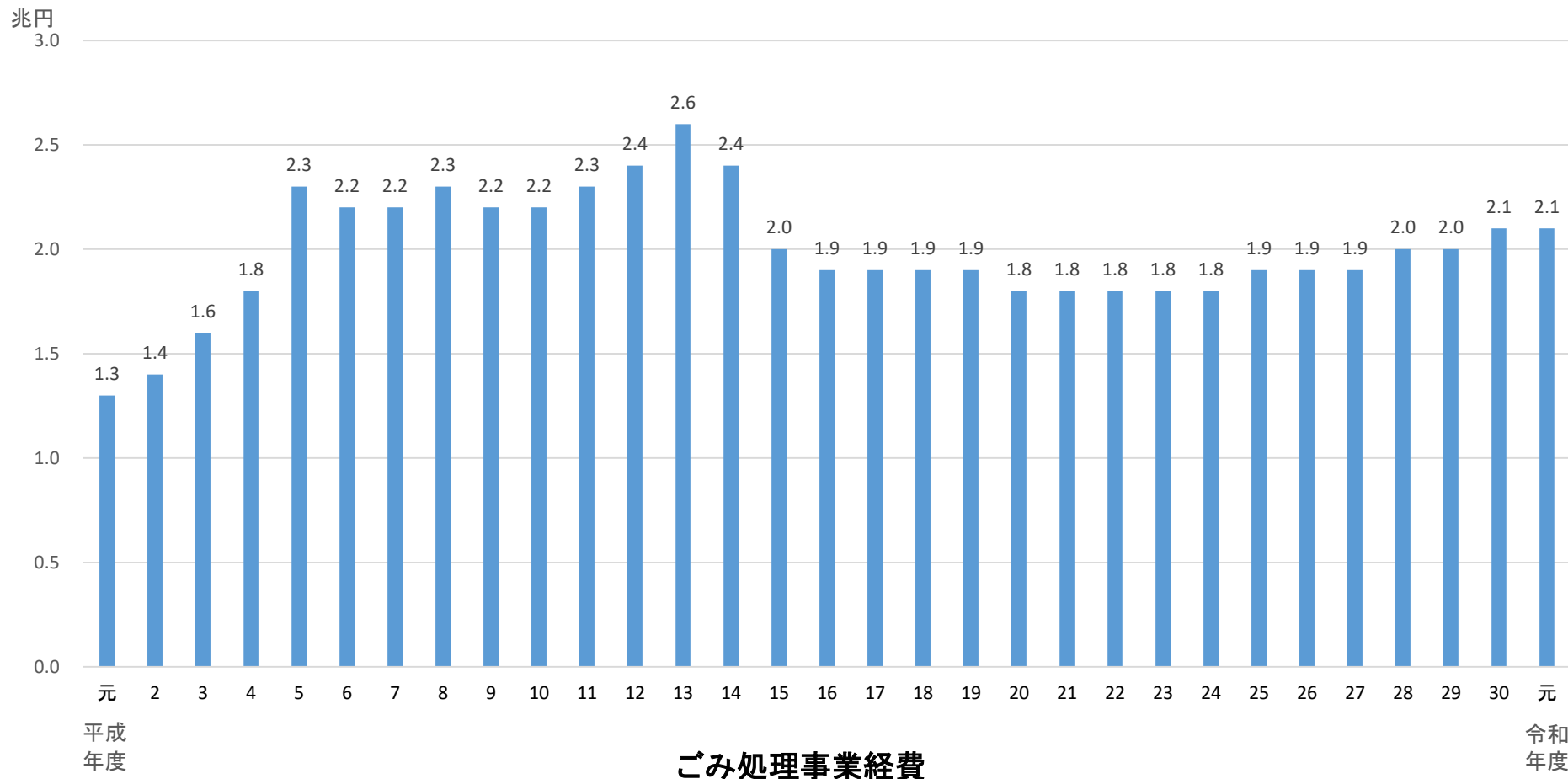
○主要国の農産物純輸出入額(2016年)



資料：FAOSTAT (2016年)
 注：中国は、香港、マカオ及び台湾を除く。

ごみ処理事業経費

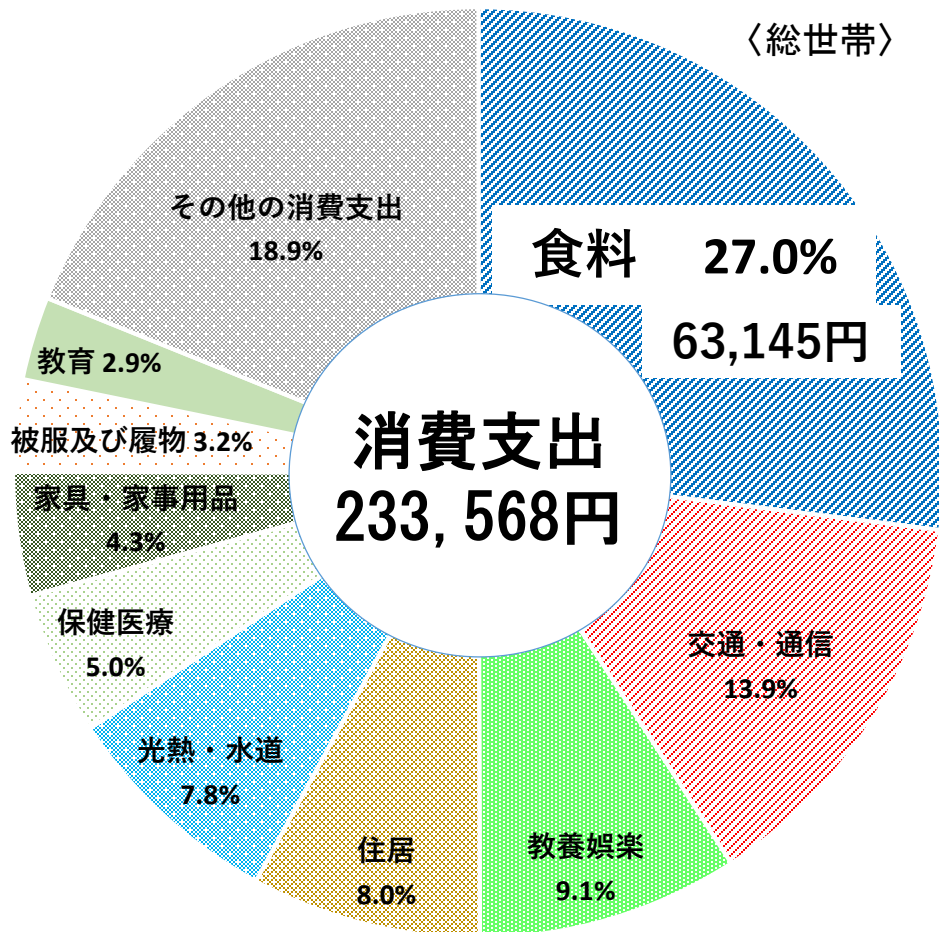
ごみ処理事業経費（一般廃棄物処理事業のうち、し尿処理事業経費を除く） **約 2.1兆円**



(小数点第2位の四捨五入)

家計における食費の状況

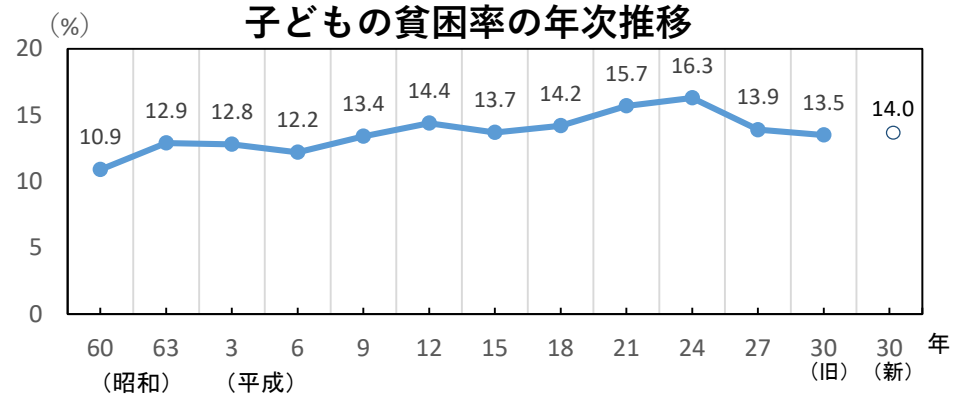
食費は消費支出の中で**1/4以上**を占めている



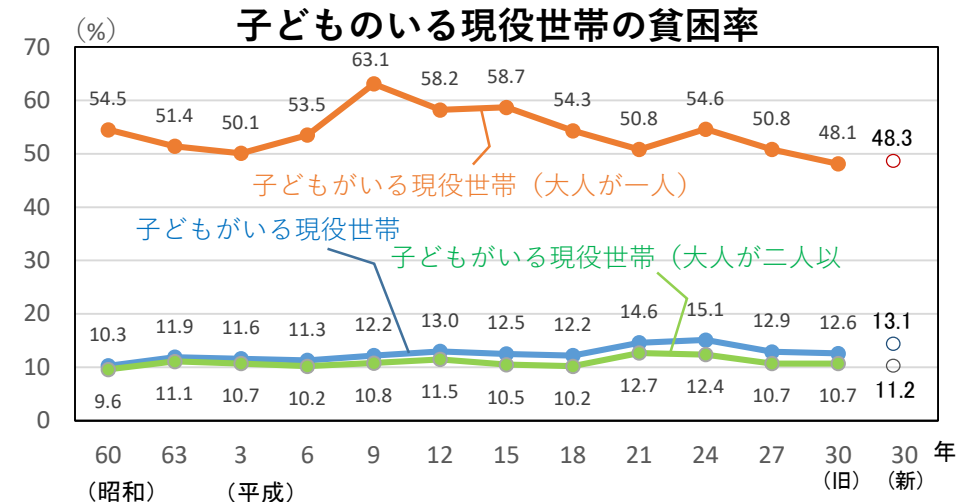
資料：総務省「家計調査（2020年）」

子どもの貧困の状況

7人に1人の子どもが貧困状態



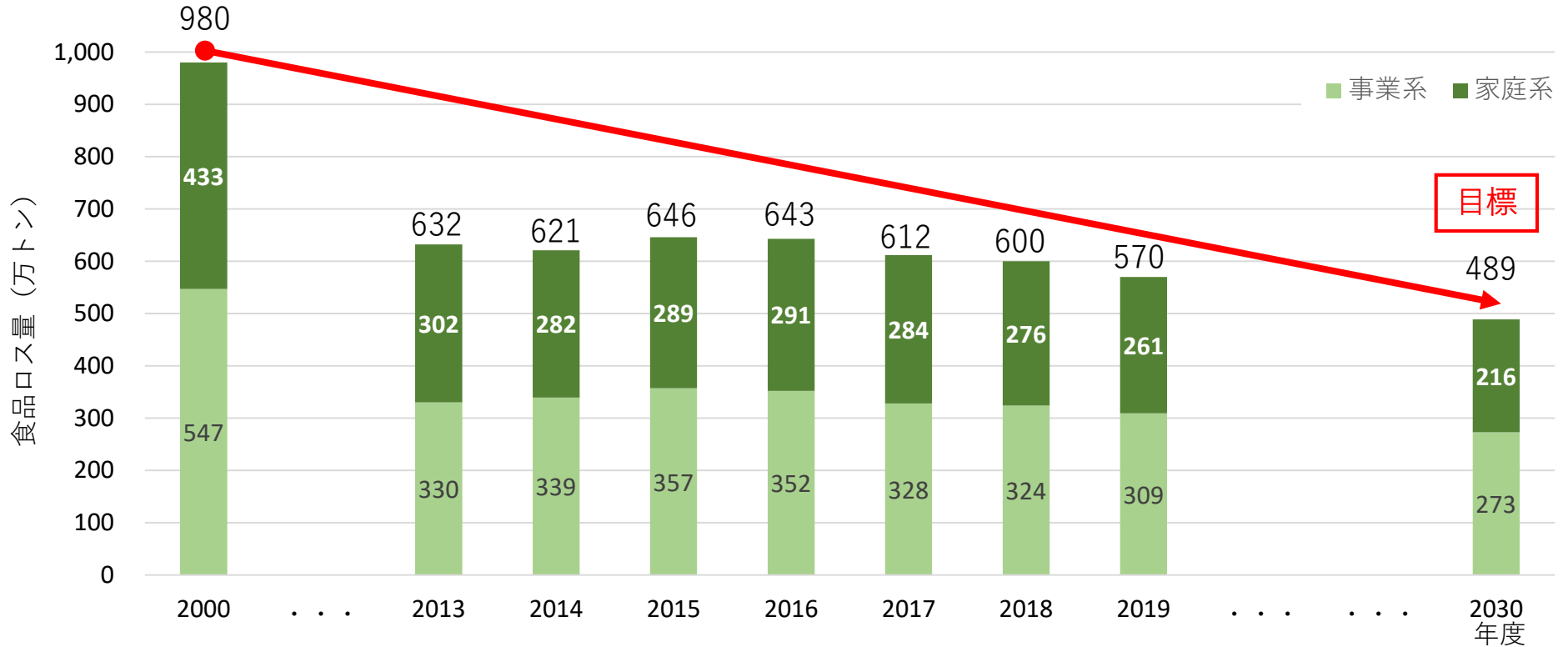
注) 貧困率：OECDの作成基準に基づいて算出。貧困線（等価可処分所得の中央値の半分：122万円）に満たない世帯員の割合。 ※子どもとは17歳以下の者をいう
平成30年(新)で示した数値は、OECDの所得定義の新基準（従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛け金」及び「仕送り額」を差し引いたもの）に基づき算出。



資料：厚生労働省「2019年 国民生活基礎調査」

食品ロス量の推移と削減目標

2030年度に、2000年度と比べ、家庭系食品ロス量、事業系食品ロス量いずれも半減できるよう取組を推進。



| 年度 | 2000 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2030 |
|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 家庭系 | 433 | 302 | 282 | 289 | 291 | 284 | 276 | 261 | 216 |
| 事業系 | 547 | 330 | 339 | 357 | 352 | 328 | 324 | 309 | 273 |
| 合計 | 980 | 632 | 621 | 646 | 643 | 612 | 600 | 570 | 489 |

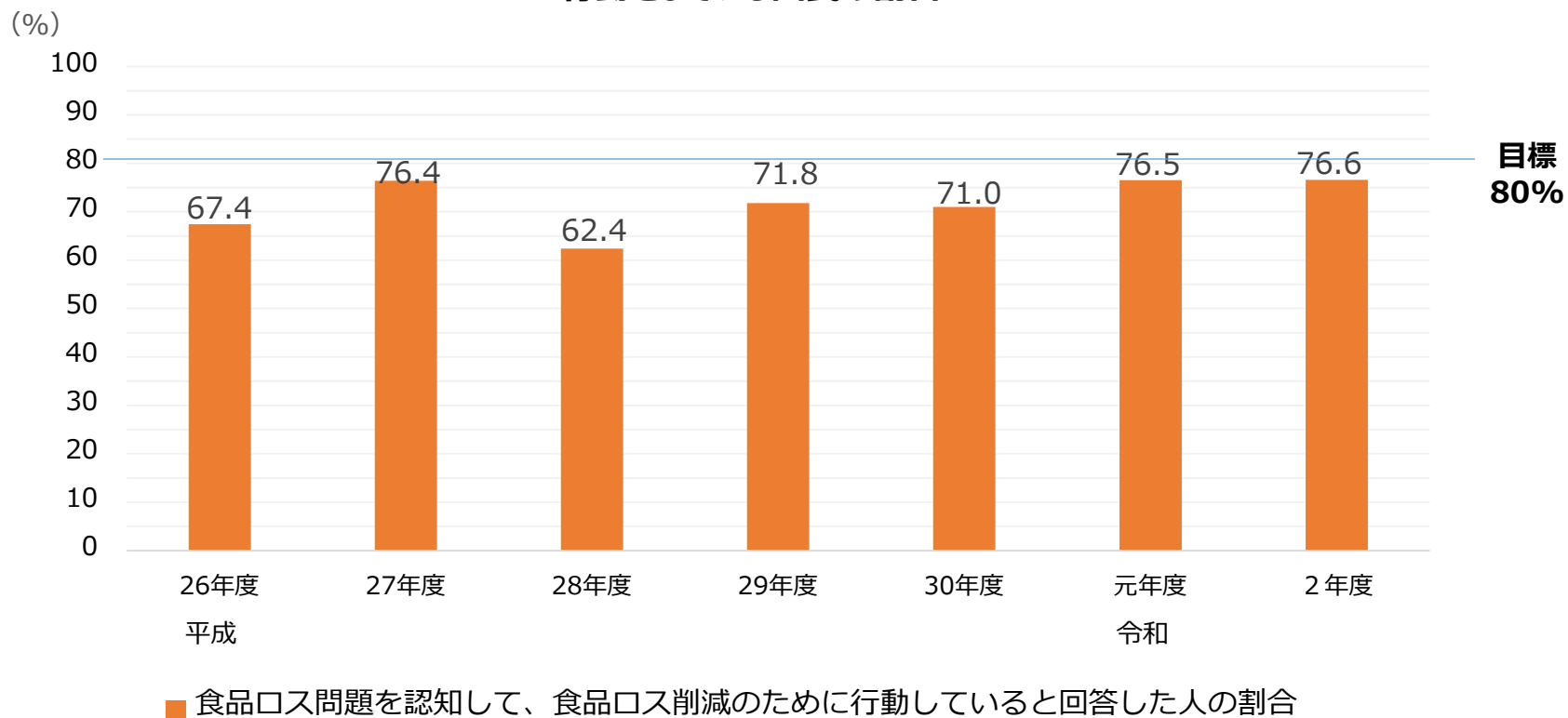
(農林水産省及び環境省 推計)

※端数処理により合計と内訳の計が一致しないことがあります。

消費者の取組状況と目標

食品ロス問題を認知して、削減に取り組む消費者の割合を、**80%**を目指す。

食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合



食品ロス削減推進サポーター育成制度 ～育成に向けて～

食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針について

「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」は、行政、事業者、消費者等の取組の指針となるものとして「食品ロスの削減の推進に関する法律」の規定に基づき策定（令和2年3月31日閣議決定）。

基本的施策

国：右記の施策に取り組み、生産から消費の一連の過程において、食品ロスの削減の取組を強力に推進。

地方公共団体：右記の施策を踏まえて、地域の特性に応じた取組を推進。

- ・教育及び学習の振興、普及啓発等
- ・食品関連事業者等の取組に対する支援
- ・表彰
- ・実態調査及び調査・研究の推進
- ・情報の収集及び提供
- ・未利用食品を提供するための活動の支援等

消費者や食品関連事業者以外の主体

- 事業者（食品関連事業者以外）社員教育、フードバンク活動
- 消費者団体・NPO等の役割積極的な普及啓発活動を行う

ことが求められる

求められる役割と行動

食品ロスの削減の推進において消費者、食品の生産・製造・販売等に関わる事業者等に求められる役割と行動

各々の主体がそれぞれの立場で、食品ロスの問題を「他人事」ではなく、『**我が事**』として捉え、**行動に移すことを促進**。

《消費者》

日々の生活の中でできることを一人一人が考え、行動に移す。

例)

- ・買物の前に家にある食材をチェック。
- ・定期的な冷蔵庫内の在庫管理。
- ・食卓に上げる料理は食べられる量に。
- ・外食時は食べられる量を注文、宴会時の3010運動等の実践、残った場合は自己責任の範囲で持ち帰り。

3010運動

注文の際、**適量を注文**しましょう。

乾杯後**30分**は、席を立たず、**料理を楽しま**しましょう。

お会計前10分は、自分の席に戻って、再度、**料理を楽しま**しましょう。



〔自己責任で持ち帰る
モッテコ 啓発ステッカー〕

《農林漁業者・食品関連事業者》

事業活動による食品ロスを把握、商慣習を含め見直しに取り組む。

例)

- ・規格外や未利用の農林水産物の有効活用。
- ・賞味期限表示の大括り化、賞味期限の延長、納品期限（3分の1ルール）の緩和。
- ・季節商品（恵方巻きなど）の予約販売等。
- ・値引き・ポイント付与等による売り切り。
- ・外食での小盛りメニュー等の導入。
- ・持ち帰りへの対応。



〔恵方巻きのロス削減プロジェクトの目印〕



〔小盛りメニュー等〕

《国・地方公共団体》

消費者等への普及啓発、食品関連事業者等の取組への支援、情報の収集・提供、未利用食品を提供するための活動の支援等を実施。

例)

- ・食品ロス削減の施策の推進。
- ・災害時用備蓄食料の有効活用。
- ・主催イベントでの食品ロスの削減。

都道府県及び市町村は、**地域の特性を踏まえた取組を推進**するため、「**食品ロス削減推進計画**」を策定（**努力義務**）。
国は、**計画策定を促進**。



〔消費者庁では、期限切れの災害時用備蓄食料を職員へ配布〕



〔食品ロス削減全国大会の実施〕

●食品ロス削減推進サポーターの育成に向けた概要

我が国の食品ロスの現状

- ・食品ロス量（令和元年度） 570万トン
≒国連世界食糧計画（WFP）により食料援助量（約420万トン）の1.4倍
- ・国民一人あたり年間45Kg

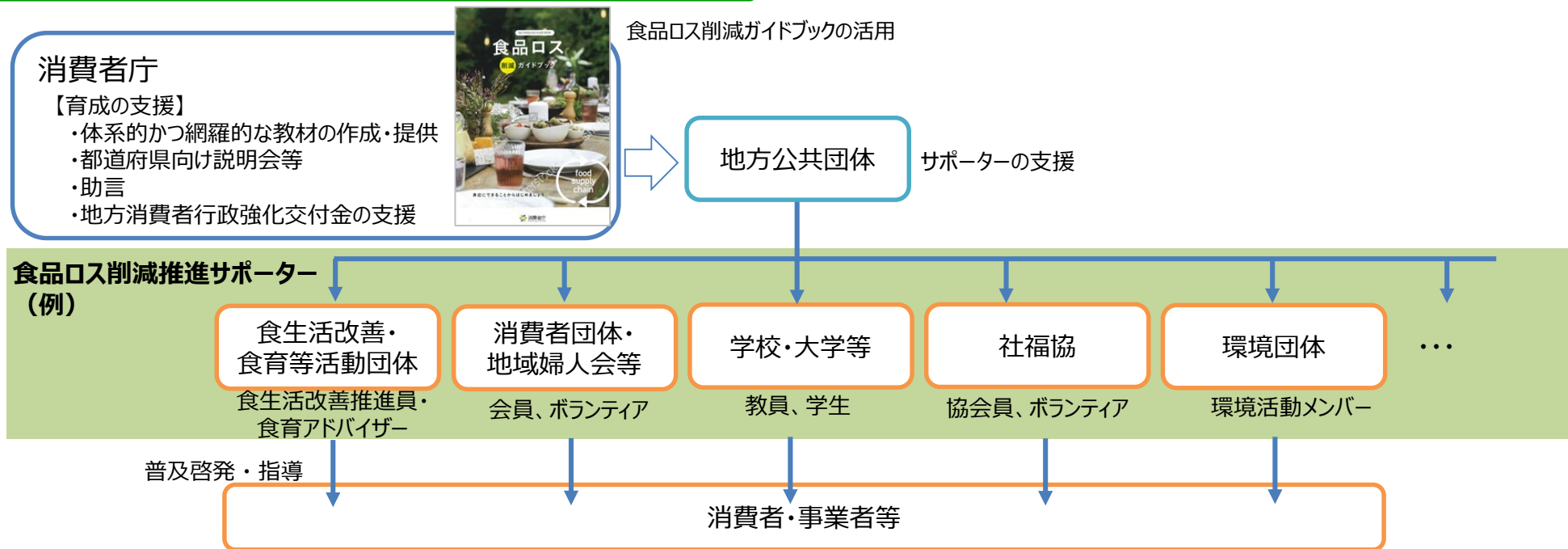
我が国の食品ロス削減の目標

2030年度の目標として、2000年度比に対して半減
（980万トン → **489万トン**）

食品ロス削減推進法の基本方針・基本的施策（抜粋）

- ・食品ロスの削減に向けて、国民各層がそれぞれの立場において主体的に課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことが重要。
- ・地域等において食品ロスの削減を担う人材を育成するため、教材の開発、提供等を推進。 ⇒消費者庁は「食品ロス削減ガイドブック」を作成

食品ロス削減推進サポーター育成の体制イメージ



食品ロス削減ガイドブックの作成

食品ロスの現状、日本や国際的な取組、消費者が出来る具体的な取組内容、事業者や地方公共団体等の取組等を分かりやすくまとめた教科書的な資料。



- 食品ロスの問題
- 国の動き
- 消費者ができること
- 事業者ができること
- 様々な主体ができること
- 各主体が取り組む事例
- その他、食品ロスに関する豆知識
(ZAPPING) を紹介

※各都道府県・指定都市に、各100冊を配布済み

食品ロス削減推進サポーターの活躍による食品ロス削減に向けて

1. 解決すべき課題（現状の課題）

日本の食品ロス量は、2000年度は980万トン、2030年度の目標として2000年度比に対して半減（489万トン）することを目標に、取組を推進しているところ。

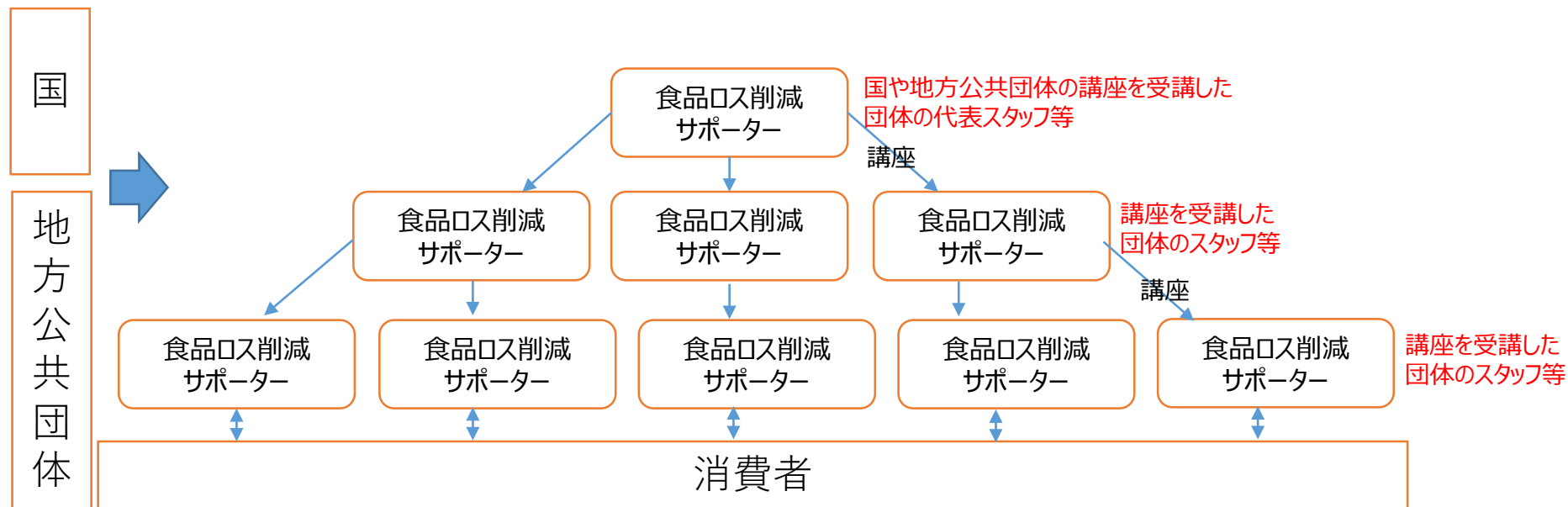
しかしながら、2012年以降、毎年、約600万トンの食品ロスが発生しており、ほぼ横ばい状態である。このため、国民全体で削減していく必要がある。

2. あるべき姿

国民それぞれが、この問題を認識して、食品ロス削減に取り組むことにより、食品ロス量の半減の目標を達成。目標の達成のみならず、食品ロスを減らすための行動が、日々の食生活の中で自然に行われていく。

3. あるべき姿に向けて

この問題を周知し、具体的な取組を行ってもらうため、地域の特性に応じたサポーター/取組の推進役的な役割を担う者の連鎖を作り、食品ロス削減に関心のない一般の消費者も担い手となっていく仕組み作り。



4. 食品ロス削減サポーターに求めるもの

サポーターは、消費者に対し、食品ロスに関する現状を分かりやすく伝え、理解してもらった上で、各人が自ら取組を行うことができるように働きかける。また、サポーターは、助言を求めてきた消費者や団体に対して、その地域の特性をいかした取組や対策に対し助言することができる。

サポーターによる普及啓発が進められていくことにより、ひいてはサポーターの有り様に賛同した消費者が、自らもサポーターになっていくことで、さらなる地域に根ざした普及啓発活動が進展していく。

サポーターに求める役割等

- 食品ロスとは何かであるかを正しく理解している。
- 食品ロスについて、食品ロスを取り巻く状況を正しく理解している。
- 食品ロス削減に向けた様々な手法があることを知っている。
- 食品ロス削減に向けて、現在、どのような主体がどのような取組を行っているかを知っている。
- 食品ロス削減を行っていく必要性を感じ、体得した正しい知識・経験や技能に基づき、消費者や団体等に対し食品ロス削減に関する啓発を行う。
- 食品ロス削減に向けた取組を行いたい地域の者や団体等の求めに応じ、体得した正しい知識・経験や技能、さらに地域の特性に基づき、相談者の特性を踏まえた方策を助言する。



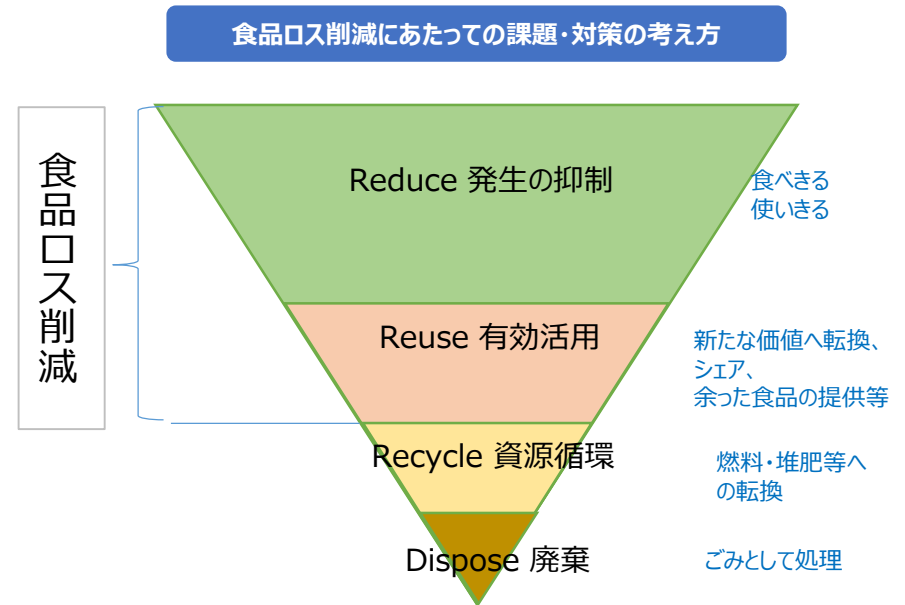
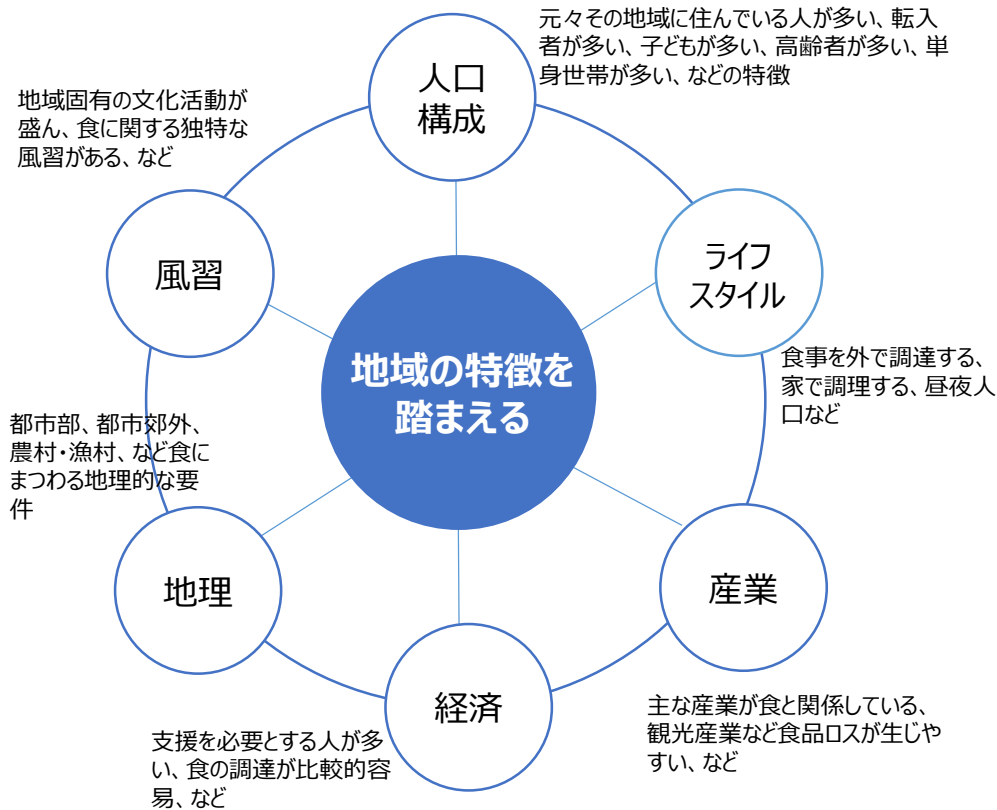
まずは、体系的かつ網羅的な「**食品ロス削減ガイドブック**」を参照し、**食品ロスの課題や削減の方法を学んでいただき、サポーターとして講座等で活用していただく**

次いでは、**自治体と連携して地域の特性・実情を把握し、その土地や住民にあった食品ロス削減の在り方などを伝えていただく**

地域や相談者の特性にあった食品ロス削減

地域、地域の食品ロス削減を行う上で、その地域や相談者の特徴を理解し、それにあつた対策を進めることが必要である。また、その対策で効果がやすいものであれば、近隣の自治体と連携して広げていくことで大きな削減につながる。

→地域のことをよく理解しているサポーターの活躍が重要。



食品ロス削減推進サポーターとして活躍いただく団体例

以下の団体等で活動する方たちは、その活動の知見をもっており、さらに食品ロス削減の知識が加わることで、様々な観点で、多くの消費者に食品ロス削減の問題を伝えることができる

| サポーター団体例 | 食品ロス削減の取組の展開の可能性・期待 |
|---------------|---|
| 食生活改善・食育等活動団体 | 食に関する知識を有しており、日々の食生活にあった食品ロス削減の具体的な方法等を啓発 |
| 消費者団体・地域婦人会等 | 消費者への教育、地域の住民を協力して社会活動の実績を踏まえて食品ロス削減の啓発 また、地域の若手ボランティアによる活気ある食品ロス削減の啓発 |
| 学校・大学等 | 大学内、大学連携により多くの学生を取り込み、斬新な食品ロス削減の啓発 ※サポーターとして長く続けてもらえることが理想 |
| 社会福祉協議会等 | 地域の福祉推進の中核として役割を担い、様々な活動を行っている実績を踏まえて食品ロス削減の啓発 |
| 環境保護団体等 | ごみ等の環境問題の解決を目的として、ごみを減らす3Rの取組等を行っている実績を踏まえて食品ロス削減 |
| その他 | 事業者のCSR部門など、食品ロス削減の課題に取り組み、同業者や消費者に自主的に食品ロス削減の啓発 |

食品ロス削減推進サポーターになるためには

【流れ】

○消費者庁または地方公共団体が主催する「食品ロス削減推進サポーター向け講座」を受講



○受講後に、簡易試験（ガイドブックから数問程度、及び小論文250文字程度）



○都道府県、指定都市で、サポーター登録（年に一度、消費者庁へ定期報告）

※単なる資格ではなく、食品ロスを削減するため活動いただくことが重要であるため、長期的にサポーターとしてご活躍いただける方を対象とする

【消費者庁からの提供物】

○食品ロス削減ガイドブック 印刷版、またはPDF

※消費者庁ホームページでは、PDFのほか、デジタルブックでの参照が可能

○認定証

○認定バッジ

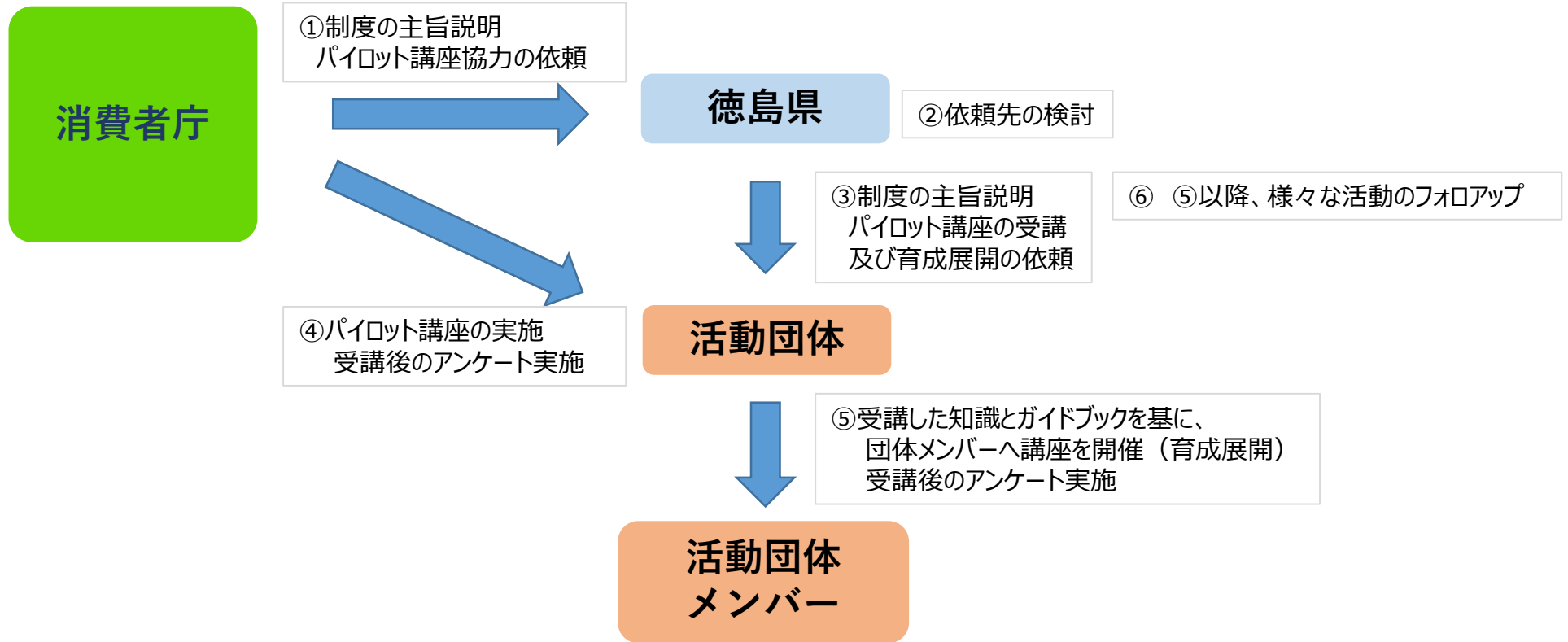
※初期受講者のみ、各都道府県・各指定都市に対して30個支給

〈認定証イメージ〉



令和4年度は、サポーター登録数2,000人を目指す

参考) 徳島県におけるパイロット講座の実施



【進捗】 ①～④まで実施済み

- ①令和3年11月、消費者庁から、徳島県への依頼
- ②徳島県で依頼先団体の検討
- ③徳島県から団体へ依頼・調整
- ④令和3年12月、消費者庁講師によるパイロット講座（オンライン）及び受講後アンケートの実施
※ 3団体から2名ずつ 計6名参加
- ⑤上記受講者が講師となり、会員へ講座の実施予定
※ 2月初旬に実施予定のところ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止のため延期
- ⑥受講した団体による活動・展開に対して、徳島県（及び消費者庁）がフォローアップを行う

パイロット講座の受講者コメント

今後、あなたがガイドブックを用いた食品ロス問題の普及・啓発活動を行う場合、どのような方法が考えられますか。（例：講演会、地域の集まりなど）

- 講演会、地域の集まり、地域で開くマルシェや店の前など多勢の人が集まる場所でのキャンペーン活動
- 地域の女性団体サークル、又同好会的な仲間、地域によっては若い世代の方がいる団体には入会されません。若い方にこそこのような取りくみを知ってもらいたいので地域の同じ顔ぶれの方ではないそんな少人数のグループの方にわかってもらいたい
- 各地域（婦人会組織）にもち帰り講習会の開催
- 地域の集り

前向きな回答をいただきました。

サポーター育成に向けてのスケジュール概要（令和3年度～）



消費者庁



各都道府県・
指定都市

| 令和4年 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 |
|---------------------------------|--------------------|----|-----------------------------|----|----------------|----------|
| ガイドブック 配布 | 都道府県 指定都市 配布 | | | | | |
| 徳島県 (パイロット 講座) | パイロット (講座・実践等) | | 課題整理 | | | |
| 地方公共団 体向けサ ポーター育 成の説明会 | オンライン 説明会 | | | | | |
| サポーター 候補の検 討・調整 | | | 協力団体等の検討・調整 団体へのガイドブック配布 | | | |
| 各都道府県 サポーター 向け講座 | | | | | 各地域での講座実施（検討中） | 協力団体への支援 |

自治体における食品ロス削減推進サポーターの支援例

- 食品ロス削減推進サポーターの育成に向けた資材の提供（ガイドブック、参考資料等）
- 講座の開催場所や通信手段など、可能な範囲で支援
- 開催案内・周知
- 食品ロス削減に向けた実態把握、地域の特徴の把握、地元事業者などとの連携し情報収集し、サポーターへの情報提供
→これから推進計画の策定する場合には、盛り込む内容の参考にもなる

地方消費者行政強化交付金

概要

- 国として取り組むべき重要な消費者政策の推進のため、積極的に取り組む地方公共団体を支援
- 消費生活相談員、消費者行政職員等のレベルアップのため、消費者トラブル等に関する研修の参加に必要な経費を支援
- 引き続き、どこに住んでいても質の高い相談・救済が受けられるよう体制整備を支援

地方消費者行政強化事業(補助率: 1/2※)

※自主財源化の充実への取組が不十分な地方公共団体に対し、一部3分の1の補助率を導入。

1 地方消費者行政の情報化・自治体間連携の促進に向けた支援

事業メニュー

- (1) 情報化の推進(テレビ会議システム、メール等を活用したオンライン相談受付、タブレット端末等を用いた見守りの導入など)
- (2) 自治体間連携の促進による相談体制の維持・充実(指定消費生活相談員の活用、都道府県による市町村支援、広域連携の立ち上げなど)

2 重要消費者政策に対応する地方消費者行政の充実・強化

事業メニュー

- (1) 配慮を要する消費者(高齢者、障害者、外国人等)に対する相談・見守り体制の整備・運用
- (2) 消費者教育・啓発への取組
- (3) SDGsへの取組(エシカル消費、消費者志向経営、食品ロス削減等)
- (4) 法執行体制の強化、事業者のコンプライアンス確保への取組

3 国の重要政策に係る消費生活相談員レベルアップ事業

研修メニュー

- (1) 社会のデジタル化の進展・電子商取引の拡大への対応
- (2) 配慮を要する消費者(高齢者、障害者、外国人等)への相談対応
- (3) 消費者教育・消費者政策の普及啓発(新型コロナウイルス感染症に関する消費者問題を含む)
- (4) 消費者政策に関連する法改正等への対応
- (5) P I O - N E T 2020 刷新に係る研修

＜補助対象＞
消費者行政に関わる
・消費生活相談員
・行政職員
・教員

地方消費者行政推進事業(旧地方消費者行政推進交付金)(補助率: 定額)

- 平成29年度までに『地方消費者行政推進交付金』等を活用し行ってきた消費生活相談体制の整備等の事業について引き続き支援